

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web検査実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web検査実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第12条 本業務は、C I M (Construction Information Modeling, Management) を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

R7 波土 日和佐港（恵比須浜地区） 美波・恵比須浜 岸壁修正設計業務

特記事項

1. 業務名称

R7 波土 日和佐港（恵比須浜地区） 美波・恵比須浜 岸壁修正設計業務

2. 業務の目的

本業務は、日和佐港(恵比須浜地区)において、過年度に実施した既設岸壁(施設番号：C-1-1)の耐震化設計及び隣接護岸(施設番号：B-5-25)の岸壁化設計について修正設計を実施するものである。現状、本岸壁（背後用地含む）は、港湾工事の製作ヤードや漁業活動の作業ヤードとして利用されており、現計画断面では、工事が長期に及ぶ場合、各利用に支障をきたすため、施工期間短縮を目的とした計画断面の変更も含めた再検討及び仮設工法について比較設計を実施するものである。

3. 業務内容

3.1. 設計計画

本業務の趣旨を十分に理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

3.2. 計画条件の整理

既往設計成果の基本条件等を収集し、改良設計を行うにあたっての基本条件(対象船舶、バース長等)・制約条件を整理する。貸与可能な資料を以下「4. 貸与資料」に示す。

3.3. 岸壁修正設計

既設-5.5m 岸壁(施設番号：C-1-1)の修正設計、隣接護岸(施設番号：B-5-25)の修正設計(岸壁化)及び取合検討を行う。

1) 比較構造諸元の設定

構造諸元の異なる比較案を複数案(3案程度)設定し、設定した構造形式の標準断面図、平面図等必要な図面を作成する。比較構造形式として鋼管矢板形式(自立式、控え式)及び方塊ブロック形式を想定している。

2) 安定性の照査(永続状態・変動状態)

抽出した比較構造形式について、性能規定に基づき永続状態及び変動状態の安定性を照査する。既往設計成果において安定性照査が実施済みの構造諸元(水中コンクリート式)については、既往設計成果に示される照査結果を用いることを基本とする。

3) 構造諸元の決定

安定性を照査した構造形式で設定された、最適な断面となる各構造形式に対して、概算数量及び概算工事費の算定、各種要件(安定性、耐久性、経済性、施工性、施工期間等)の検討を踏まえて総合的な比較検討を行い、最適な構造断面を選定する。

なお、選定された構造形式により、細部設計、取合検討及び付帯施設設計が必要な場合は設計変更の対象とする。

4) 安定性の照査（偶発状態）

構造形式の選定において選定された断面について、偶発状態における変形量を「液状化を考慮した二次元有効応力解析(FLIP)」により照査する。解析断面数は、1 断面を予定している。構造形式(矢板構造を想定)に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

3.4. 仮設構造物詳細設計

施工性及び工期短縮を目的とした仮設工の計画等を実施するものである。仮設形式(土留工タイロッド式を想定)

3.5. 施工計画

施工方法、施工手順、施工機械、材料搬入等の条件整理を行い、周辺環境への影響を考慮した施工計画・年度毎の工程表を検討・立案する。なお、施工区切りの施工端部処理（小口止）の対策を検討するとともに、施工年度計画に併せた概算工事費も算出する。

3.6. 図面作成

工事発注に必要な図面を作成する。

3.7. 数量計算

工事発注に必要な数量計算書を作成する。

3.8. 協議・報告

設計協議は、業務着手時、中間打合せ 1 回、業務完了時の計 3 回を基本とし、必要に応じて随時実施する。

3.9. 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、設計作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

3.10. 報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、検討内容を取りまとめた報告書を作成する。成果品の提出は、下記のとおりとする。

- ・報告書（紙媒体：A 4 チューブファイル） 1 部
- ・電子成果品（電子媒体） 2 部（正・副各 1 部）

4. 貸与資料

- ・港湾施設台帳
- ・平成4年度 港湾改修工事設計委託 日和佐港(恵比須浜地区)
- ・平成5年度 土木調査 港湾海岸施設維持補修工事 合併設計委託
- ・R1波土 日和佐港 美波・日和佐浦他 事業検討業務
- ・R2波土 日和佐港(恵比須浜地区) 美波・恵比須浜 岸壁耐震化等基本設計業務
- ・R3波土 日和佐港(恵比須浜地区) 美波・恵比須浜 耐震岸壁詳細業務(1)
- ・R3波土 日和佐港(恵比須浜地区) 美波・恵比須浜 耐震岸壁詳細業務(2)
- ・R3波土 日和佐港(恵比須浜地区) 美波・恵比須浜 取合護岸詳細設計業務
- ・R3波土 日和佐港(恵比須浜地区) 美波・恵比須浜 静穏度解析業務
- ・R3波土 日和佐港(恵比須浜地区) 美波・恵比須浜 環境調査業務
- ・R5波土 日和佐港(恵比須浜地区) 美波・恵比須浜 耐震岸壁詳細設計業務

以上